

## 調査の概要



## 第1章 調査の概要

### 1. 調査目的

本調査は、次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」(以下「次期計画」という。)の策定を行うにあたっての基礎資料として、障がいのある方等の生活実態とニーズを把握するために実施するものであり、今後の本市障がい者施策、難病施策の充実に向けて幅広く活用していくこととするものです。

### 2. 調査対象及び調査方法

#### (1) 調査対象

調査	調査種別	対象者
障がい者(児)基礎調査 (本人用)	A1	令和7年10月1日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療(精神通院)受給者証から無作為に抽出した方
障がい者(児)基礎調査 (家族用)	A2	調査票A1のご家族の方 (調査票A1に同封)
障がい福祉サービス等事業者調査	B	令和7年10月1日現在の障がい福祉サービス等事業者 (移動支援事業所、地域活動支援センターを含む)
大阪市発達障がい者支援センター (エルムおおさか)・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	C	令和6年度中に大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)・発達障がい児専門療育機関を利用した者の中から住所氏名の把握等が可能である方
障がい者(児)基礎調査 (施設入所者用)	D1	施設入所前の住所が大阪市内であり、令和7年10月1日現在入所されている方
障がい者(児)基礎調査 (入所施設管理者用)	D2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設の管理者の方(D1調査に同封)
特定医療費(指定難病)助成事業対象者基礎調査	E	令和7年10月1日現在の特定医療費(指定難病)受給者から無作為抽出した方
小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査	F	令和7年10月1日現在の小児慢性特定疾病医療受給者から無作為抽出した方
医療的ケア児基礎調査	G	令和7年10月1日現在の医療型短期入所の利用者、小児慢性特定疾病医療支援事業対象者のうち、医療的ケアを受けている児童
障がい者基礎調査票(精神科病院入院者用)	H	大阪府内の精神科病院において、入院前の住所が大阪市内であり、令和7年11月15日現在入院中の方

## 第1章 調査の概要

### (2) 調査期間

令和7年11月25日に調査票を発送、令和8年1月10日を回収締め切りとしました。

### (3) 調査実施方法

調査は、郵送留置郵送回収法（郵送により調査票を発送、返信用封筒による郵送により調査票を回収）及び行政オンラインシステム（WEB 回答）により実施しました。回答は無記名とし、対象者本人による回答を原則としましたが、困難な場合は家族等による代理記入にて回答を得ました。

## 3. 調査数及び回収状況

図表1 調査数及び回数状況

調査	発送数	有効回収数		有効回収率	
			うち WEB 回答分		うち WEB 回答分
障がい者（児）基礎調査（本人用）	11,498	5,751	1,308	50.0%	22.7%
障がい者（児）基礎調査（家族用）	11,498	4,358	979	37.9%	22.5%
障がい福祉サービス等事業者調査	5,046	1,850	1,850	36.7%	100.0%
大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	369	199	61	53.9%	30.7%
障がい者（児）基礎調査（施設入所者用）	1,196	897	-	75.0%	-
障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）	173	122	-	70.5%	-
特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査	700	396	72	56.6%	18.2%
小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査	620	320	102	51.6%	31.9%
医療的ケア児基礎調査	289	148	42	51.2%	28.4%
障がい者基礎調査票（精神科病院入院者用）	180	117	-	65.0%	-
合計	31,569		14,158		44.8%

※有効回収数は全回収数のうち、無回答（白紙）の調査票を除いたものを有効回収数としました。

※全問に対して1つでも回答がある場合は、有効回収数としました。

※有効回収数のうち、年齢や手帳の種別等の基本的な事項を回答する問が無回答だった調査票は、回答の集計から除外しました。

## 4. 現状データについて

### (1) 身体障がい者（児）【調査票A1関係】

身体障がい者手帳所持者数の障がい種別による構成をみると、全体数は135,072人であり、そのうち肢体不自由が68,269人（50.5%）と最も多く、次いで内部障がい者が42,127人（31.2%）で続き、年齢による構成をみると、18歳未満が1,612人（1.2%）、18歳以上が133,460人（98.8%）となっています。

また、等級別による構成をみると、1級が最も多く40,807人（30.2%）となっています。

図表2 障がいの種別 身体障がい者手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	68	9,958	10,026
聴覚障がい	241	12,511	12,752
音声・言語機能障がい	9	1,889	1,898
肢体不自由	998	67,271	68,269
内部障がい	296	41,831	42,127
合計	1,612	133,460	135,072

単位：%	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	0.1	7.4	7.4
聴覚障がい	0.2	9.3	9.4
音声・言語機能障がい	0.0	1.4	1.4
肢体不自由	0.7	49.8	50.5
内部障がい	0.2	31.0	31.2
合計	1.2	98.8	100.0

図表3 等級別 身体障がい者手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	3,310	2,764	711	781	1,629	831	10,026
聴覚障がい	1,026	2,476	1,348	3,340	46	4,516	12,752
音声・言語機能障がい	42	104	1,178	572	0	2	1,898
肢体不自由	12,293	13,517	11,897	18,286	8,375	3,901	68,269
内部障がい	24,136	1,449	6,438	10,100	4	0	42,127
合計	40,807	20,310	21,572	33,079	10,054	9,250	135,072

単位：%	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	2.5	2.0	0.5	0.6	1.2	0.6	7.4
聴覚障がい	0.8	1.8	1.0	2.5	0.0	3.3	9.4
音声・言語機能障がい	0.0	0.1	0.9	0.4	0.0	0.0	1.4
肢体不自由	9.1	10.0	8.8	13.5	6.2	2.9	50.5
内部障がい	17.9	1.1	4.8	7.5	0.0	0.0	31.2
合計	30.2	15.0	16.0	24.5	7.4	6.8	100.0

## 第1章 調査の概要

### (2) 知的障がい者（児）【調査票A1関係】

療育手帳所持者数の程度別の構成をみると、全体は37,561人であり、そのうちB2が18,640人（49.6%）で最も多く、年齢別の構成をみると、18歳未満が14,060人（37.4%）、18歳以上が23,501人（62.6%）となっています。

図表4 程度別 療育手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	18歳未満	18歳以上	計
A	1,961	8,309	10,270
B1	1,681	6,970	8,651
B2	10,418	8,222	18,640
合計	14,060	23,501	37,561

単位：%	18歳未満	18歳以上	計
A	5.2	22.1	27.3
B1	4.5	18.6	23.0
B2	27.7	21.9	49.6
合計	37.4	62.6	100.0

### (3) 精神障がい者（児）【調査票A1関係】

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の構成をみると、全体は55,071人であり、そのうち1級が3,580人（6.5%）、2級が33,664人（61.1%）、3級が17,827人（32.4%）となっています。

図表5 等級別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

	単位：人	単位：%
1級	3,580	6.5
2級	33,664	61.1
3級	17,827	32.4
合計	55,071	100.0

### (4) 自立支援医療（精神通院）【調査票A2関係】

自立支援医療（精神通院）受給者数は、全体で91,437人となっています。

図表6 自立支援医療（精神通院）受給者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	
受給者数	91,437
うち精神手帳あり	47,698
うち精神手帳なし	43,739

## (5) 障がい福祉サービス等事業所【調査票B関係】

大阪市内にある障がい福祉サービス等の事業数は令和7年4月1日現在、前年から1,125カ所増え、全体で14,605カ所となっており、そのうち訪問系サービスが7,895カ所と最も多くなっています。

図表7 指定障がい福祉サービス事業所等事業所数

サービス名		事業所数	
		令和6年4月1日	令和7年4月1日
訪問系サービス	居宅介護	2,212	2,306
	重度訪問介護	2,023	2,086
	同行援護	855	895
	行動援護	193	232
	移動支援	2,246	2,375
	重度障がい者等包括支援	1	1
短期入所・日中活動系サービス	短期入所	214	241
	生活介護	348	364
	自立訓練（機能訓練）	9	8
	自立訓練（生活訓練）	55	64
	自立訓練（宿泊型）	1	1
	就労移行支援	190	200
	就労定着支援	97	108
	就労継続支援（A型）	291	288
	就労継続支援（B型）	724	925
	地域活動支援センター（生活支援型）	9	9
	地域活動支援センター（A型）	31	27
	地域活動支援センター（B型）	4	4
居住系サービス	療養介護	3	3
	施設入所支援	21	20
	共同生活援助	580	654
	自立生活援助	16	20
相談系サービス	地域移行支援	250	285
	地域定着支援	250	285
	計画相談支援	560	623
障がい児サービス	児童発達支援	855	950
	医療型児童発達支援	1	0
	居宅訪問型児童発達支援	1	6
	放課後等デイサービス	894	982
	保育所等訪問支援	130	177
	障がい児入所支援	11	11
	障がい児相談支援	402	455
合計		13,480	14,605

## 第1章 調査の概要

### (6) 障がい者（児）施設入所者【調査票D1関係】

障がい者（児）施設入所者数は、全体で1,414人であり、そのうち大阪府内（大阪市以外）が326人（23.1%）、大阪府外が181人（12.8%）となっています。

図表8 障がい者（児）施設入所者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	18歳未満	18歳以上	計
大阪市内	190	717	907
大阪府内（大阪市以外）	10	316	326
大阪府外	9	172	181
合計	209	1,205	1,414

単位：%	18歳未満	18歳以上	計
大阪市内	13.4	50.7	64.1
大阪府内（大阪市以外）	0.7	22.3	23.1
大阪府外	0.6	12.2	12.8
合計	14.8	85.2	100.0

### (7) 特定医療費（指定難病）受給者証交付者【調査票E関係】

特定医療費（指定難病）受給者証交付者は、大阪府が81,540人、そのうち大阪市が23,343人となっています。

図表9 特定医療費（指定難病）受給者証交付者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	
大阪府	81,540
うち大阪市	23,343

## (8) 小児慢性特定疾病医療給付者【調査票F関係】

小児慢性特定疾病医療給付者数は、全体で2,274人であり、そのうち内分泌疾患が385人と最も多くなっています。

図表10 小児慢性特定疾病医療給付者数（令和7年3月31日現在）

単位：人	入院	通院	計
悪性新生物	113	184	297
慢性腎疾患	29	89	118
慢性呼吸器疾患	58	52	110
慢性心疾患	160	208	368
内分泌疾患	18	367	385
膠原病	11	54	65
糖尿病	25	106	131
先天性代謝異常	25	39	64
血液疾患	14	47	61
免疫疾患	11	13	24
神経・筋疾患	173	186	359
慢性消化器疾患	71	82	153
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	38	36	74
皮膚疾患	5	11	16
骨系統疾患	13	24	37
脈管系疾患	6	6	12
合計	770	1,504	2,274

## (9) 障がい支援区分認定

障がい支援区分認定者数は、全体で34,407人であり、そのうち区分3が8,493人(24.7%)と最も多くなっています。

図表11 障がい支援区分認定者数（令和7年4月現在）

	単位：人	単位：%
区分1	643	1.9
区分2	8,162	23.7
区分3	8,493	24.7
区分4	6,513	18.9
区分5	4,103	11.9
区分6	6,493	18.9
合計	34,407	100.0

## 5. 現況データと回収状況の比較

### (1) 障がい者（児）基礎調査（本人用）A1

単純に集計した場合、母集団比率と異なるサンプル構成となるため、回収サンプルを母集団の構成に近づけるため、集計数の補正を行っています。補正にあたっては、「年齢【問3】」、「障がい者手帳の種類・等級【問5】」、「障がいの種類（部位）【問6】」を補正項目として、下表の補正値を集計数に乗じています。ただし、「障がい者手帳の種類・等級」、「障がいの種類（部位）」は複数回答であるため、回答が重複している場合においては、下表の優先順位に基づき、優先順位の高い属性に回収サンプルをカウントしています。

また、補正項目に無回答があった回答者は、補正値算出ができないため、サンプルから除外して集計を実施しています。

図表12 現況データ（令和7年10月現在）と障がい者（児）基礎調査（本人用）の回収状況の比較

対象者属性		参照分布		回収サンプル			補正値	補正後サンプル	
		n	%	n	%	優先順位		n	%
身体障がい者 視覚	18歳未満	83	0.0%	44	0.9	2	0.034	2	0.0%
	18歳以上	10,814	3.8%	479	9.3	8	0.414	199	3.8%
身体障がい者 聴覚・平衡機能	18歳未満	280	0.1%	99	1.9	3	0.052	5	0.1%
	18歳以上	14,154	5.0%	475	9.2	9	0.547	260	5.0%
身体障がい者 音声・言語	18歳未満	19	0.0%	23	0.4	1	0.013	0	0.0%
	18歳以上	3,709	1.3%	355	6.9	6	0.192	68	1.3%
身体障がい者 肢体	18歳未満	1,066	0.4%	268	5.2	5	0.073	20	0.4%
	18歳以上	69,369	24.6%	477	9.2	15	2.669	1,273	24.6%
身体障がい者 内部	18歳未満	332	0.1%	108	2.1	4	0.056	6	0.1%
	18歳以上	42,749	15.2%	487	9.4	12	1.611	785	15.2%
療育手帳	18歳未満	13,295	4.7%	537	10.4	10	0.454	244	4.7%
	18歳以上	23,905	8.5%	464	9.0	11	0.946	439	8.5%
精神障がい者	18歳未満	3,251	1.2%	476	9.2	7	0.125	60	1.2%
	18歳以上	54,994	19.5%	556	10.8	14	1.816	1,010	19.5%
自立支援医療（精神通院）		43,739	15.5%	324	6.3	13	2.478	803	15.5%
全体		281,759	1.0	5,172	100.2			5,172	100.0%

※参照分布の数値は、令和7年10月1日現在

※補正後サンプルのnは、小数点以下を四捨五入して整数にしているため、全体の合計が合わない場合があります。

## (2) 障がい者（児）基礎調査（家族用）A2

単純に集計した場合、母集団比率と異なるサンプル構成となるため、回収サンプルを母集団の構成に近づけるため、集計数の補正を行っています。補正にあたっては、「障がい者手帳の種類・等級【問8】」、「障がいの種類（部位）【問9】」を補正項目として、下表の補正値を集計数に乗じています。ただし、「障がい者手帳の種類・等級」、「障がいの種類（部位）」は複数回答であるため、回答が重複している場合においては、下表の優先順位に基づき、優先順位の高い属性に回収サンプルをカウントしています。

また、補正項目に無回答があった回答者は、補正値算出ができないため、サンプルから除外して集計を実施しています。

図表12 現況データ（令和7年10月現在）と障がい者（児）基礎調査（家族用）の回収状況の比較

対象者属性	参照分布		回収サンプル			補正値	補正後サンプル	
	n	%	n	%	優先順位		n	%
身体障がい者 視覚	10,897	3.9%	366	8.9	2	0.433	158	3.9%
身体障がい者 聴覚・平衡機能	14,434	5.1%	415	10.1	3	0.506	210	5.1%
身体障がい者 音声・言語	3,728	1.3%	289	7.1	1	0.188	54	1.3%
身体障がい者 肢体	70,435	25.0%	399	9.7	8	2.566	1,024	25.0%
身体障がい者 内部	43,081	15.3%	410	10.0	5	1.527	626	15.3%
療育手帳	37,200	13.2%	1,232	30.1	4	0.439	541	13.2%
精神障がい者	58,245	20.7%	781	19.1	7	1.084	847	20.7%
自立支援医療（精神通院）	43,739	15.5%	203	5.0	6	3.132	636	15.5%
全体	281,759	1.0	4,095	100.0			4,095	1.0

※参照分布の数値は、令和7年10月1日現在

## 6. 報告書の見方

- 回答比率（%）は、各設問の回答者数（n）を母数とした百分率で示し、小数点第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 紙面の都合上、一部、回答選択肢の名称を簡略化して表記している場合があります。
- 複数回答のグラフに、主なものとして単一回答を表記している場合があります。
- 表中の ■ は一番目に多い割合の項目、■ は二番目に多い割合の項目、■ は三番目に多い割合の項目を示しています。

## 「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて

大阪市においては、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者理解を深めていくため、「害」の漢字をひらがなで表記しています。

ただし、法令、条例、固有名詞等は漢字で表記しています。